

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[3]、
TOP・MPDのS・A[3]を
一緒に勉強しよう!



参政権

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である(憲法15条1項)。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する(憲法15条3項)。

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない(憲法15条4項)。

参政権の意義

参政権とは、国民が**主権者**として、**直接**又は**間接**に、**国政**や**国家意思の形成**に参加する権利をいう。

参 政 権	公務員の選定罷免権(憲法15条1項)
	選挙権・被選挙権(憲法15条3項、43条、44条、93条2項)
	地方特別法制定の同意権(憲法95条)
	最高裁判所裁判官の国民審査権(憲法79条2項～4項)
	公務就任権(憲法15条1項、44条、14条1項、13条)
	憲法改正案承認の国民投票権(憲法96条)

公務員の選定罷免権

1 意義

公務員の選定罷免権とは、ある人を公務員に**選定**してその地位に就かせ、また、公務員を**罷免**してその地位を奪うことのできる権利をいう。

2 性格

憲法自身が内閣総理大臣(憲法67条)、国務大臣(憲法68条)、裁判官(憲法79条、80条)等について独自の**選任権者**を規定していることから明らかなように、憲法15条1項は、国民が**全て**の公務員を直接選定・罷免することまでを要求していない。

〈公務員の選定罷免権〉

憲法独自の選任権	内閣総理大臣(憲法67条) 国務大臣(憲法68条) 裁判官(憲法79条、80条)
国民の直接選定権	両議院の議員(憲法43条1項) 地方公共団体の長・地方議会の議員(憲法93条2項)
国民の直接罷免権	最高裁判所裁判官(憲法79条3項)

選挙権・被選挙権

1 選挙権

(1) 意義

選挙権とは、選挙人として、選挙に**参加**することのできる資格又は地位をいう。

(2) 外国人との関係

国民主権の原理から、**国政**レベルの選挙権は外国人に保障されないと解されている。ただし、永住者等に対して**地方**レベルの選挙権を法律により付与することは、憲法上禁止されていないと解されている(最判平7.2.28)。

外国人の選挙権は、国と地方で、違いがあるんだね。



2 被選挙権

(1) 意義

被選挙権とは、選挙人団によって**選定された**とき、これを承諾して議員等の公務員となる資格をいう。

(2) 被選挙権の保障

被選挙権(立候補の自由)は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持する上で極めて重要であるから、憲法15条1項で**保障**されていると解されている(最判昭43.12.4)。

3 選挙に関する憲法上の原則

(1) 普通選挙

普通選挙とは、財産、学歴、性別、人種等にかかわらず、一定の**年齢**に達した者**全員**が平等に選挙権を有する制度をいう(憲法15条3項)。

解答

本事例において、A警部補の行った

接見指定は**適法**である。



検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第1項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる(刑訴法39条3項本文)。

接見交通権

1 意義

身柄拘束を受けている被疑者・被告人が、**弁護人**又は弁護人依頼権を有する者からの依頼によって**弁護人となろうとする者**との間で立会人なく**面会(接見)**し、あるいは**書類・物の授受**をする権利をいいます(刑訴法39条1項)。



被疑者甲の弁護人は、被疑者の防御権を万全にするため、接見交通権を行使しに来たのね。



2 接見交通権の制限

接見交通権は、無制限な自由を認められたものではなく、被疑者の逃亡・罪証隠滅、及び戒護上の支障の発生防止の観点から、**接見指定等**による制約を受けます(刑訴法39条2項)。

接見指定

1 意義

捜査機関は、**捜査のため必要**があるときは、公訴の提起前に限り**接見の日時等**を指定することができます(刑訴法39条3項本文)。これは、**捜査の必要性と被疑者の防御権**との調和を図る趣旨で定められたものです。

2 主体

刑訴法39条3項において、接見指定権者は**検察官**、**検察事務官**又は**司法警察職員**とされています。実務上、送致前の接見指定は、**捜査主任官である司法警察員**が行うこととされ、送致後は**検察官**が接見指定権を行使するとされています(大阪高判昭61.4.17)。

3 捜査のため必要があるとき

接見等を認めると取調べの中断等により**捜査に顕著な支障**が生じる場合をいいます。



捜査のため必要があるとき

「捜査のため必要があるとき」には、捜査機関が弁護人から被疑者との接見の申出を受けた時に、**間近い時**に被疑者を取り調べたり、実況見分、検証等に立ち合わせたりするなどの**確実な予定**があって、弁護人の必要とする接見を認めたのでは取調べ等が**予定どおり開始できなくなるおそれ**がある場合が含まれる(最判平3.5.10)。

判例

4 接見指定上の留意点

逮捕直後の初回の接見は、**被疑者の防御の準備**のために重要であることから、特段の事情がない限り、比較的短い時間であっても接見要求があれば、**即時に、又は近接した時点**での接見を認めなければなりません。

5 具体的指定(逮捕直後の接見)

被疑者側における防御の準備を**不当に制限**するような指定は認められないので、原則として、接見の申出を受けた日時に**近接した日時**を指定します。実務上は、特別な事情がない限り、接見の申出を受けた日時になるべく近接した日時を指定するのが妥当です(最判平12.6.13)。このため、遅くとも**3～5時間以内**には接見を済ませるのが通例です。



甲の弁護人の接見の申出に対し同日夕刻を指定したのは、接見の申出を受けた日時に近接していると認められ、被疑者側の防御を不当に制限していないね。

